

## 1 改定の経緯

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、関係府省と連携し、平成29年8月に認知症高齢者・障害者の関係団体や医師・福祉関係の団体から御意見をお聞きするなどして、診断書の書式の改定に向けた検討を重ねてきました。

## 2 改定案のポイント

### ① 判断能力についての意見欄の見直し

- 意思決定支援の考え方を踏まえ、「**支援を受けて**契約等を理解・判断できるか」についての意見を求める表現に改めました。

チェックボックスの順番を従前と逆にしています。

#### 現行の書式

- 自己の財産を管理・処分することができない。
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。

#### 改定書式

- 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

### ② 判定の根拠を明確化するための見直し

- 自由記載としていたものを改め、見当識や意思疎通など4点について障害の有無等を記載する欄を新設しました。

#### 現行の書式

判定の根拠（検査所見・説明）

（自由記載）

#### 改定書式

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- あり ⇒ ( まれに障害がみられる  障害がみられるときが多い  障害が高度)
- なし
- ( )

※ 同様に、意思疎通、理解・判断力、記憶力について記載欄を設けています。

### ③ 福祉関係者の作成する「本人情報シート」の書式を新たに作成

- よりの確な診断に資するよう、新たに福祉関係者が本人の生活状況等を医師に伝えるためのシートを作成しました。

## 3 今後の予定

今後、関係府省とも連携し、医師・福祉関係者向けに「ガイドライン」を作成し、十分な周知を図った上で、平成31年中に運用を開始する予定です。